

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に規定する書類
の様式等を定める要綱

制定 平成 29 年 3 月 31 日局長決裁
改正 平成 29 年 7 月 26 日課長決裁
改正 平成 30 年 3 月 19 日課長決裁
改正 令和 元年 5 月 27 日課長決裁
改正 令和 2 年 7 月 1 日課長決裁
改正 令和 6 年 3 月 7 日課長決裁
改正 令和 7 年 3 月 18 日課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
(平成 29 年規則第 20 号。以下「規則」という。) 第 17 条第 1 項の規定に基づき、
規則に規定する書類に記載すべき事項及び様式を定めるものとする。

(記載すべき事項)

第 2 条 規則に規定する書類に記載すべき事項は、次条に規定する様式に記載された事項
とする。

(様式)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄
に定めるとおりとする。

規則の条項	書類の名称	様式
第 3 条第 1 項	性能確保計画軽微変更該当証明書 交付申請書	様式第 1 号
第 3 条第 2 項	変更内容説明書 A	(住宅・標準計算の場 合) 様式第 2 号
		(非住宅・モデル建物法 の場合) 様式第 3 号
第 3 条第 2 項	変更内容説明書 B	(住宅・標準計算の場 合) 様式第 4 号
		(非住宅・モデル建物法 の場合) 様式第 5 号
第 3 条第 3 項	性能確保計画軽微変更該当証明書	様式第 6 号
第 3 条第 4 項	軽微な変更該当しない旨の通知 書	様式第 7 号
第 3 条第 5 項	軽微な変更該当するかどうかを 決定できない旨の通知書	様式第 8 号
第 4 条	取下届	様式第 9 号
第 8 条第 2 項	認定しない旨の通知書	様式第 10 号

第 9 条第 1 項	性能向上計画軽微変更該当証明書 交付申請書	様式第 1 1 号
第 9 条第 2 項	性能向上計画軽微変更該当証明書	様式第 1 2 号
第 9 条第 3 項	軽微な変更に応じない旨の通知書	様式第 1 3 号
第 9 条第 4 項	軽微な変更に応じどうかを 決定できない旨の通知書	様式第 1 4 号
第 1 0 条	認定建築主の変更届	様式第 1 5 号
第 1 1 条	取下届	様式第 1 6 号
第 1 2 条	性能向上計画に基づく建築物の工 事を取りやめる旨の申出書	様式第 1 7 号
第 1 3 条	性能向上計画に基づく建築物の工 事が完了した旨の報告書	(建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済 証の交付を受けた場合) 様式第 1 8 号
		(その他の場合) 様式 第 1 9 号
第 1 4 条	エネルギー消費性能の向上のため の建築物の新築等に関する報告に ついて	様式第 2 0 号
第 1 5 条	改善命令書	様式第 2 1 号
第 1 6 条	認定取消通知書	様式第 2 2 号

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 2 9 年 7 月 2 6 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 3 0 年 3 月 1 9 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 5 月 2 7 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】
【適合判定通知書番号】 第 号
【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書交付者】

【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

変更内容説明書 A（住宅・標準計算）

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、☐チェックに該当する事項となる 次の①から④に該当する変更 ☐ ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更 (外皮面積が変わらない場合に限る。)、または開口部面積が増加しない変更 ☐ ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 ☐ ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更 (制御方法等の変更を含む。) ☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
・上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

変更内容説明書 A（非住宅・モデル建物法）

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、☐チェックに該当する事項となる ☐ ①建築物の高さ又は外周長の減少 ☐ ②外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ☐ ③空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む） ☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 ☐ その他 ()
・上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

変更内容説明書 B（住宅・標準計算）

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI = () ≤ 0.9
・変更内容は、①または②に該当する変更となる
☐ ① 床面積
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10%を超えない増減
・変更前の UA 値 = () ≤ () × 0.9、 変更前の η_{AC} 値 = () ≤ () × 0.9
☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか
☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更
☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

変更内容説明書 B（非住宅・モデル建物法）

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の B E I = () ≤ () × 0.9
・変更となる設備の概要
☐ 空気調和設備 変更内容記入欄
☐ 機械換気設備 変更内容記入欄
☐ 照明設備 変更内容記入欄
☐ 給湯設備 変更内容記入欄
☐ 太陽光発電 変更内容記入欄
・添付図書等
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、変更内容説明書 B 別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

様式第 5 号（第 3 条第 2 項関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

（変更内容説明書 B 別紙）

〔空気調和設備関係〕

次に掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。		
（１）外壁の平均熱貫流率について 5 % を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について 5 % を超えない増加		
外壁の平均熱貫流率について 5 % を超えない増加の確認		
変更内容	☐ 断熱材種類	☐ 断熱材厚み
変更する方位	☐ 全方位	☐ 一部方位のみ（方位 ）
変更前・変更後の平均熱貫流率		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ） %
窓の平均熱貫流率について 5 % を超えない増加		
変更内容	☐ ガラス種類	☐ ブラインドの有無
変更する方位	☐ 全方位	☐ 一部方位のみ（方位 ）
変更前・変更後の平均熱貫流率		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ） %
（２）熱源機器の平均効率について 1 0 % を超えない低下		
平均熱源効率（冷房平均 C O P）		
変更内容	☐ 機器の仕様変更	☐ 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率		
変更前（ ）	変更後（ ）	減少率（ ） %
平均熱源効率（暖房平均 C O P）		
変更内容	☐ 機器の仕様変更	☐ 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率		
変更前（ ）	変更後（ ）	減少率（ ） %

（変更内容説明書 B 別紙）

[機械換気設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（１）送風機の電動機出力について 10 %を超えない増加
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ ） 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
（２）計算対象床面積について 5 %を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ）
室用途（ 駐 車 場 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %
室用途（ 厨 房 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（１）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（１）単位床面積あたりの照明器具の消費電力について１０％を超えない増加
室用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）％
室用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）％
室用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）％
室用途（ ） 変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）％

（変更内容説明書 B 別紙）

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（１）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（１）給湯機器の平均効率について 10 %を超えない低下
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %
湯の使用用途（ 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

(変更内容説明書 B 別紙)

[太陽光発電関係]

下掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（１）太陽電池アレイのシステム容量について 2 %を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値（ ） 変更後 システム容量の合計値（ ） 変更前・変更後のシステム容量減少率（ ） %
（２）パネル方位角について 3 0 度を超えない変更かつ傾斜角について 1 0 度を超えない変更
パネル番号（ ） パネル方位角 ☐ 3 0 度を超えない変更 （ ）度変更 パネル傾斜角 ☐ 1 0 度を超えない変更 （ ）度変更
パネル番号（ ） パネル方位角 ☐ 3 0 度を超えない変更 （ ）度変更 パネル傾斜角 ☐ 1 0 度を超えない変更 （ ）度変更

様式第 6 号（第 3 条第 3 項関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

性能確保計画軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

次の申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条の軽微な変更に該当していることを証明します。

1. 申請年月日 年 月 日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 建築物又はその部分の概要

4. 変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

適合判定通知書番号 第 号
適合判定通知書交付年月日 年 月 日
適合判定通知書交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

別添の申請書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条の軽微な変更該当しないものであると認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 申請年月日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 理由

軽微な変更に該当するかどうかを決定できない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

別添の申請書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条の軽微な変更に該当するかどうかを決定できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 申請年月日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 理由

取下届

年 月 日

熊本市長 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定に基づく軽微変更該当証明書交付申請を取り下げたいので、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 4 条の規定により届け出ます。

1. 申請年月日
2. 申請書の受付番号
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 取下げ理由
5. 建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合判定通知書の番号、交付日及び交付者
番号： 第 号
交付日： 年 月 日
交付者：

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

下記の申請による計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項（法第30条第2項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）に適合しないと判断したため、認定しないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 申請年月日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 理由

性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 8 条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第 2 5 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 変更事項

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 2 部作成してください。
2. 申請者は認定建築主としてください。

様式第 1 2 号（第 9 条第 2 項関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

性能向上計画軽微変更該当証明書

第 号
平成 年 月 日

様

熊本市長

次の申請書に記載の計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律施行規則第 2 5 条の軽微な変更該当していることを証明します。

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築物の敷地の地名地番
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

別添の申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 25 条の軽微な変更該当しないものであると認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 申請年月日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 理由

軽微な変更に該当するかどうかを決定できない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

別添の申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 5 条の軽微な変更に該当するかどうかを決定できないので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 申請年月日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 理由

認定建築主の変更届

年 月 日

熊本市長 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の基準適合認定建築物について、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 0 条の規定により届け出ます。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称（変更前）
5. 変更の理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

1. 2 部作成してください。
2. 届出者は認定建築主としてください。
3. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

取下届

年 月 日

熊本市長 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の計画の認定に係る申請を取り下げたいので、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 1 条の規定により届け出ます。

- 1. 申請の種類
- 2. 申請年月日
- 3. 建築物の敷地の地名地番
- 4. 取下げ理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

- 1. 2 部作成してください。
- 2. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第 1 7 号（第 1 2 条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）
性能向上計画に基づく建築物の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

熊本市長 宛

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の性能向上計画に基づく建築物の工事を取りやめたいので、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 2 条の規定により申し出ます。

- 1. 性能向上計画の認定番号 第 号
- 2. 性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3. 建築物の敷地の地名地番
- 4. 認定建築主の氏名又は名称
- 5. 取りやめの理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

- 1. 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2. 認定建築主の氏名の欄には、工事を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

熊本市長 宛

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了したので、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 1 3 条の規定により報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士
（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地
6. 工事着手年月日 年 月 日
7. 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 工事監理報告書の写し及び検査済証の写しを添付してください。

(第2面)

8. 建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部 位、材料の種類 等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適 の場合は、その 内容）
外壁、窓等を 通じての熱の 損失の防止に 関する基準				
一次エネルギ ー消費量に関 する基準				

9. 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更※を行った場合の変更内容(変更申請以外の
ものに限る。)

--

※変更申請以外で可能な変更は、施行規則第26条に規定される軽微な変更である。

性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

熊本市長 宛

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了したので、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第 13 条の規定により報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 当該建築物の工事を実施した施工者
施工者の名称
建設業の許可番号
主任技術者の氏名
6. 工事着手年月日 年 月 日
7. 工事完了年月日 年 月 日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）

1. 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 施工者が発注者に提出した工事完了報告書の写し（工事写真を含む。）を添付してください。

(第2面)

8. 建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の工事が行われた旨の確認内容

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	照合結果（不適の場合は、その内容）
外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する基準				
一次エネルギー消費量に関する基準				

9. 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更※を行った場合の変更内容(変更申請以外のものに限る。)

--

※変更申請以外で可能な変更は、施行規則第26条に規定される軽微な変更である。

様式第 2 0 号（第 1 4 条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する報告について

第 号
年 月 日

様

熊本市長

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 2 条の規定により、下記の報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法により罰せられることがありますので申し添えます。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 報告を求める内容
6. 報告の期限

改善命令書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 3 条の規定により、下記の改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
3. 建築物の敷地の地名地番
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 命ずる措置
6. 改善の期限

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

熊本市長

下記の認定計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 4 条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消しましたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

(※) 確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建築主事等の氏名

基準適合認定建築物

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

2. 建築物の敷地の地名地番

3. 認定建築主の氏名又は名称

4. 理由

(※) は法第 35 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。